

青森県報

号外第一号

令和六年
一月三十一日
(水曜日)

目次

告 示

○ 漁業関連天災の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（水産振興課）・・・
○ 漁業関連天災の指定の経営資金の貸付期間等・・・・・・・・（同）・・・

告 示

青森県告示第四十五号

青森県農林漁業災害経営資金通助成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）
第二条第一項の規定により、令和五年七月中旬から同年十月中旬までの間の陸奥湾の高水温を同項の漁業関連天災として指定する。

令和六年一月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第四十六号

令和六年一月三十一日青森県告示第四十五号をもって漁業関連天災として指定した令和五年七月中旬から同年十月中旬までの間の陸奥湾の高水温に関し、青森県農林漁業災害経営資金通助成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）の規定により次のとおり経営資金の貸付期間等を定めたので告示する。

令和六年一月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 経営資金の貸付期間
青森県農林漁業災害経営資金通助成条例（以下「条例」という。）第二条第三項の知事が定める期間は、告示の日から令和六年八月三十一日までとする。
- 二 経営資金の貸付限度額
 - 1 条例第二条第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、同条第一項の市町村長が認定する損失額に百分の五十を乗じて得た額とする。
 - 2 条例第二条第三項第一号の知事が定める額は、別表一のとおりとする。
- 三 知事が定める資金
条例第二条第三項第一号の知事が定める資金（以下「指定資金」という。）は、ほたてがいの養殖に必要な資金とする。
- 四 経営資金の償還期限
条例第二条第三項第二号の知事が定める期限は、別表二のとおりとする。
- 五 特別被害地域の指定
条例第二条第四項第三号の知事が指定する区域は、別表三のとおりとする。
- 六 経営資金の総額
条例第四条の知事が定める額は、十億円とする。

別表一

貸 付 け の 区 分	額
一 指定資金として貸し付けられる場合	五百万円
二 一に該当する場合以外の場合	二百万円

別表二

貸 付 け の 区 分	期 限
一 指定資金として貸し付けられる場合	五年
二 一に該当する場合以外の場合	三年

一 条例第二条第二項の特別被害漁業者で同条第四項第三号の特別被害地域内に住所を有するものに貸し付けられる場合	六年
二 条例第二条第三項第三号の市町村長の認定を受けた被害漁業者に貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	五年
三 指定資金として貸し付けられる場合（一又は二に該当する場合を除く。）	五年
四 一から三までに該当する場合以外の場合	三年

別表三

一 青森市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における青森市、奥内村、原別村、後潟村及び野内村の区域
二 野辺地町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における野辺地町の区域
三 横浜町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における横浜村の区域
四 むつ市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における田名部町及び川内町の区域

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十八円九十銭